

## 高知県公共交通活性化緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県公共交通活性化緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、地域住民の生活を支える鉄軌道及び路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者に限る。）の維持及び確保のために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業者、補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあつては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がある場合）は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に協議の上、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税の滞納があるとき。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除等に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(補助金の概算払の請求)

第7条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第9条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額（第4条第3項の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(遂行状況の報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第11条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けな

いで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第3項、第10条、第11条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

事業名		補助事業者	補助対象経費（※1）	補助率（※2）
（1）高速バスパークアンドライド利用促進事業		高速バス事業者（※3）	自家用車から公共交通への転換を目的として実施する高速バスのパークアンドライド利用者を対象としたキャンペーンの実施に要する経費	定額
（2）鉄道パークアンドライド利用促進事業		鉄道事業者（※4）	自家用車から公共交通への転換を目的として実施する鉄道のパークアンドライド利用者を対象としたキャンペーンの実施に要する経費	定額
（3）全国交通系IC導入事業		株式会社ですか	全国交通系ICカードの導入に要する経費	定額
（4）バス停・電停の待合環境改善事業		路線バス事業者（※5）及び軌道経営者（※6）	利用者の利便性の向上を目的として実施する主要なバス停・電停（※7）の待合環境改善、案内情報の充実等に要する経費	定額
（5）バス車両の購入・バリアフリー化支援事業	①高速・貸切バスの車両購入支援	路線バス事業者又はバスリース事業者（※8）	高速バス及び貸切バスの車両購入に係る経費	3分の1以内
	②空港連絡バスのバリアフリー化支援	空港連絡バス運行事業者	空港連絡バス（リフト付き・エレベーター付）の購入に要する経費	3分の1以内（※9）
			空港連絡バスのバリアフリー化に係る経費	3分の2以内（※9）
（6）交通DXによる経営改善支援事業		路線バス事業者及び軌道経営者	交通DXによる業務効率化・省力化に要する経費	3分の2以内（※9）

- ※1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を除く。
- ※2 補助金の額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※3 「高速バス事業者」とは、県内に本社若しくは支社を有し、一般乗合旅客自動車運送事業のうち高速バスの運行を行うものであって、かつ県内でパークアンドライドを実施している者をいう。
- ※4 「鉄道事業者」とは、県内に本社若しくは支社を有し、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。
- ※5 「路線バス事業者」とは、県内に本社を有し、一般乗合旅客自動車運送事業のうち路線定期運行を行うものであって、かつ国庫補助路線（地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められたもののうち、知事が指定したものであって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国自旅第240号）別表1に定める基準を満たすものをいう）又は県補助路線（地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められたもののうち、知事が指定したものであって、国庫補助路線以外のものをいう）を運行する者をいう。
- ※6 「軌道経営者」とは、県内に本社を有し、軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受け、軌道を敷設して運輸事業を経営する者をいう。
- ※7 「主要なバス停・電停」とは、利用者の多い箇所（50人以上/日、電停…250人以上/日）又は鉄道・バス・タクシー等、複数の交通機関相互の乗り継ぎが可能となる箇所をいう。
- ※8 補助事業者がバスリース事業者の場合は、以下の交付要件を満たすこととする。
  - ①県から交付した補助金をリース料に反映すること。
  - ②残価設定は最低限の金額とすること。
  - ③リース期間満了後は、路線バス事業者に補助対象となったバス車両を売却又は譲渡すること。
- ※9 補助額の算定に当たっては、補助対象経費から国庫補助金を除く。